

令和2年第2回上毛町議会定例会会議録 (1日目)

招集の場所 上毛町議会議場

開閉会日時及び宣言

令和2年6月2日 午前10時00分

○応招（不応招）議員及び出席並びに欠席議員

出席議員（12名）

1番	高西正人	2番	友岡みどり	3番	岩花寛之	4番	田中唯登志
5番	廣崎誠治	6番	宮本理一郎	7番	峯 新一	8番	三田敏和
9番	安元慶彦	10番	茂呂孝志	11番	荒牧弘敏	12番	宮崎昌宗

欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定による説明のため出席した者の職氏名

町長 坪根秀介・ 副町長 岡崎 浩・ 教育長 道免 隆
会計管理者 佐矢野 靖・ 総務課長 永野英憲・ 企画情報課長 堀 綾一
開発交流推進課長 熊谷豊司・ 税務課長 堀田京介・ 住民課長 垂水勇治
長寿福祉課長 垂水英治・ 子ども未来課長 園田秀秋
産業振興課長 円入忠義・ 建設課長 尾崎幸光・ 教務課長 村上英之
総務課主幹 宮吉保男

○職務のため本会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 堀 三好
議会事務局 宮野英治

○議事日程

令和2年第2回上毛町議会定例会議事日程（1日目）

令和2年6月2日 午前10時00分 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報告第 2号 令和元年度上毛町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告
について
- 日程第 5 報告第 3号 令和元年度上毛町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告
について
- 日程第 6 報告第 4号 令和元事業年度上毛町土地開発公社の事業報告及び決算
について
- 日程第 7 報告第 5号 しんよしとみ街づくり有限会社の令和元事業年度の決算
及び令和2事業年度の事業計画について
- 日程第 8 報告第 6号 専決処分の報告について（大池公園開発事業西側園路・
たまり場整備工事変更契約）
- 日程第 9 議案第35号 専決処分の承認を求めることについて（上毛町税条例の
一部を改正する条例）
- 日程第10 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度上毛
町一般会計補正予算（第3号））
- 日程第11 議案第37号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度上毛
町一般会計補正予算（第4号））
- 日程第12 議案第38号 工事請負契約の変更契約の締結について（大池公園開発
事業西側園路・たまり場整備工事）
- 日程第13 議案第39号 上毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につい
て
- 日程第14 議案第40号 上毛町農林水産事業分担金徴収条例の一部を改正する条
例について
- 日程第15 議案第41号 上毛町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第42号 上毛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運

営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 日程第17 議案第43号 上毛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第44号 上毛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第45号 令和2年度上毛町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第20 議案第46号 令和2年度上毛町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第47号 令和2年度上毛町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 発議第1号 建設従事者のアスベスト被害の早期救済・解決と被害者救済基金の設立を検討することを求める意見書（案）

○委員会付託

文教厚生常任委員会

- 議案第41号 上毛町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第42号 上毛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第43号 上毛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第44号 上毛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第46号 令和2年度上毛町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

総務産業建設常任委員会

- 議案第39号 上毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第40号 上毛町農林水産事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第47号 令和2年度上毛町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 発議第1号 建設従事者のアスベスト被害の早期救済・解決と被害者救済基金の設立を検討することを求める意見書（案）

予算決算常任委員会

- 議案第45号 令和2年度上毛町一般会計補正予算（第5号）

○会 議 の 経 過 (初日)

開議 午前10時00分

○議長（宮崎昌宗君）皆さん、おはようございます。定刻になりました。御起立をお願いいたします。

一礼して御着席願います。礼。

ただいまの出席議員は全員です。

ただいまから令和2年第2回上毛町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は運営資料を配付しておりますので、御覧ください。

○議長（宮崎昌宗君）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、8番 三田議員、9番 安元議員を指名します。

○議長（宮崎昌宗君）日程第2、会期の決定を議題とします。

本定例会の運営について議会運営委員会委員長に審議をお願いしたところ、5月29日に委員会を開催していただき、本定例会の会期を本日から12日までの11日間とする内容の答申をいただきました。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会の答申のとおり、本日から12日までの11日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から12日までの11日間とすることに決定しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に提出された議案は、町長から報告5件、専決処分3件、条例改正6件、補正予算3件、その他1件と議員から意見書1件の合計19案件であります。

次に、本定例会の会期日程を申し上げます。配付しております運営資料6ページを御覧ください。

本日の会議では、町長提出案件の議案を一括上程し、町長からの提案理由の説明を受け、総括質疑を行います。報告第2号から報告第6号、議案第35号から議案第3

8号までの9件については、本日、受理、審議、採決を行います。残りの9件は後でお諮りし、所管の常任委員会に審査を付託する予定です。また、議員から提出された発議第1号については、提出者の趣旨説明を受け、質疑を行った後、所管の常任委員会に審査を付託する予定です。

ここで皆様にお願ひしますが、本日、受理、審議、採決を予定している議案に対する質疑は、後の議案内容の説明の際に行っていただきますよう、御協力をお願ひします。

6月4日に本会議を開催し、一般質問を行う予定です。

6月9日に文教厚生常任委員会、総務産業建設常任委員会、予算決算常任委員会を順次開催したいと思います。

6月12日に本会議を開催し、各常任委員長から委員会付託案件の審査状況の報告を受け、討論、採決を行います。

ただいま報告しました議会の運営事項については、議会運営委員会に諮問し、決定を受けておりますので、報告します。

地方自治法第121条の規定に基づき、町長及び教育長に出席の要求をいたしましたところ、お手元に配付の名簿のとおり、説明員の出席報告がありましたので、これを許可し、出席いただいております。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（宮崎昌宗君）これから議案の上程を行います。なお、議案の上程に際し、議案名の朗読は省略します。

日程第4報告第2号、日程第5報告第3号、日程第6報告第4号、日程第7報告第5号、日程第8報告第6号、日程第9議案第35号、日程第10議案第36号、日程第11議案第37号、日程第12議案第38号、日程第13議案第39号、日程第14議案第40号、日程第15議案第41号、日程第16議案第42号、日程第17議案第43号、日程第18議案第44号、日程第19議案第45号、日程第20議案第46号、日程第21議案第47号、以上18件を一括上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（坪根秀介君）皆様、おはようございます。

本日ここに、令和2年第2回上毛町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともに御多用の中、御参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、昨年11月12日に中国武漢市において、原因不明のウイルス性肺炎として最初の症例が確認されてから既に半年以上が経過しておりますが、この間に世界中で約600万人が感染し、37万人もの人々が尊い命を落とされました。亡くなられた全ての方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、罹患された方々に心からお見舞い申し上げます。

我が国においては感染拡大防止のため、4月7日から5月25日までの期間、全国または一部の地域で緊急事態措置を実施したところですが、国民の皆さんの御協力により感染者の増加をピークアウトさせ、減少に転じ、現在、全国47都道府県全てで緊急事態宣言は解除されている状況です。しかし、ここ数日は北九州市において医療機関を中心に5か所でクラスターが発生しており、通勤圏内である本町としても十分な警戒体制を取る必要があると感じております。

厚生労働省によりますと、日本における第一波は3月末から4月中旬であり、その後、4月下旬から5月初旬にかけて日本に帰国してきた方が、アメリカ経由で侵入させて国内に拡散したというのが第二波という見解であります。いずれにせよ、当面はこの緊張感を緩めることなく、第三波に備え封じ込めることが肝要であると考えます。

治療薬、抗ウイルス薬、ワクチン等の開発は専門家に頼るしか手はありませんが、本町のような小さな田舎町だからこそできることもあります。自治会で、家庭で、そして一人一人がそれぞれの立場で今できることを粘り強く行い、共通の敵であるコロナウイルスと闘うことです。

例えば、ある方は町の給付金でミシンを買ってマスクを作りプレゼントしていると聞いておりますし、商工会青年部は町の飲食店を盛り上げるため、大池公園で行ったドライブスルーのこうげエール飯も大盛況でございましたし、今できることをそれぞれの立場で行い、その輪が広がることは大変喜ばしいことですし、皆さんの心意気に感銘を受けたところでございます。

本町における第一波への対策については、全町民がワンチームになれたと思っておりますし、そして、行政としてスピード感ある対応が取れ、感染者を出していないことは、この苦境にあって大きな収穫であったと感じます。地域が一丸となることは、

コロナに限らず、いかなる試練も乗り越えられる大きな力となれることを改めて確認できたところです。そして私たちは、定着しつつあるウィズコロナ、コロナとの共存に加え、この先必ずや訪れるであろうアフターコロナという大きな壁に立ち向かっていかなければなりません。

国際通貨基金IMFは、2020年の世界GDP成長率をマイナス3%と予測しており、この負の成長率は2008年のリーマン・ショックをはるかに超える値であり、1929年の世界恐慌以来の大恐慌、いわゆるコロナショックと称されているところでもあります。帝国データバンクは、今年の倒産件数が7年ぶりに1万件を超え、休廃業は2万5,000件に及ぶとの見通しを明らかにしました。

過去30年のデータを見ますと、倒産件数と自殺者の数は比例しています。過去のデータを見てみますと1998年から2011年の14年間において毎年3万人を超えていた自殺者も、景気の回復とともに、2012年に3万人を割って徐々に減少し、昨年は2万人程度まで抑えられていましたが、これが倍増するであろうと予測しております。

現在、国内でのコロナ感染による死者は、本町総人口に換算しますと1割強程度ですが、自殺者はその30倍です。さらに倍増することは何としても阻止しなければなりません。また、昨今、若者の間ではツイッター等の誹謗中傷に耐えられず、自殺者が後を絶たない状況もありますが、我々も含め社会全体が、コロナ感染者を含む誹謗中傷をやめなければ、この負の連鎖を抑えられないと感じます。

今、私たちが目指すべきことは、あしたに希望が持てる町、誰もがわくわくする町、夢を語り、その夢がかなえられる町であり、また、そんな町であるなら誰もが心にゆとりがあるはずですし、罹患者を追い込むのではなく、広く優しい気持ちで助け合うような気配りのできる人であふれる町になっていくと思っております。そして、堂々と明るい未来への展望を議論しながら、経済の再建と雇用創出をなすべきと考えます。

先ほど述べましたように、100年に1度のコロナ不況への対応はもとより、多発する自然災害への備えも忘れるわけにはいきません。こんな時代に縁あって一つの町の行く末を案じ、共に同じ議場に立つ者同士、協力し合って町民の皆さんに上毛に住んでよかったと思っていいただきながら、一人一人が次世代の模範となることこそが、今、我々に課せられた最大のミッションではないでしょうか。

議員各位には、本定例会において一般質問等で特段の御配慮を賜っておりますこと

に感謝いたしますとともに、さらなる御理解、御協力を賜りますよう、切にお願いいたします。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提出しております案件は、報告案件5件、専決処分3件、条例改正6件、補正予算3件、その他1件の計18案件であります。

順次、御説明いたします。

報告第2号、令和元年度上毛町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。令和2年3月の定例会において御可決いただいております残土受入用地整備事業や大池公園開発事業並びに校内通信ネットワーク整備事業など六つの繰越事業について繰越額が確定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

報告第3号、令和元年度上毛町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について。令和元年度において計画しておりました上毛町介護予防体操普及啓発動画制作関係業務並びに南吉富放課後児童クラブ館新築設計業務委託におきまして、避けがたい事故により年度内完了ができなかったため、地方自治法第220条第3項ただし書の規定により事故繰越しによる措置を行いましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものであります。

報告第4号、令和元事業年度上毛町土地開発公社の事業報告及び決算について。令和元事業年度の土地開発公社の決算につきましては、前年度同様、一般管理費のみの執行となっております。また、土地開発公社としての事業につきましては、町と連携して工業等用地の調査、検討を行っている状況でございます。先般、本案件につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面議決により決算等の御承認をいただきましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により議会に報告するものであります。

報告第5号、しんよしとみ街づくり有限会社の令和元事業年度の決算及び令和2事業年度の事業計画について。道の駅につきましては、ふるさと納税の好調に支えられ、平成30事業年度においては黒字決算となっておりますが、令和元事業年度においては、ふるさと納税に対して総務省からの指導による返礼品等の見直しにより大幅な減収となり、赤字決算となっております。今後は、課題の多い管理体制の再構築を図りつつ、ふるさと納税を含めた抜本的な改革を検討し、安定した管理、運営体制の構築

に努めてまいる所存であります。先般、5月28日のしんよしとみ街づくり有限会社通常総会におきまして決算等を御承認いただきましたので、地方自治法第243条の3第2号の規定により議会に報告するものであります。

報告第6号、専決処分の報告について、大池公園開発事業西側園路・たまり場整備工事の変更契約であります。令和元年9月の定例会で工事請負契約について、また、令和2年3月の定例会で工期変更及び繰越明許費の御可決をいただいております。当該工事において、工期途中500万円以内の変更契約が生じ、その変更契約について上毛町議会の委任による長の専決処分事項の指定に基づき4月28日付で専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告するものであります。

議案第35号、専決処分の承認を求めることについて、上毛町税条例の一部を改正する条例についてですが、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月30日に公布されたことに伴い、本町の税条例の一部を改正する条例を同日付で専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものであります。

議案第36号、専決処分の承認を求めることについて、令和2年度上毛町一般会計補正予算（第3号）であります。国の緊急経済対策の一環として、国民に対し10万円の給付を行う特別定額給付金関係経費7億9,300万円と、新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的とした住民へのマスクを配布するための経費として605万円の予算を4月30日付で専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものであります。

議案第37号、専決処分の承認を求めることについて、令和2年度上毛町一般会計補正予算（第4号）であります。新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言を受け、県知事からの休業要請に協力する町内事業者を経営面から支え、感染症拡大防止策の実効性を高めることを目的とした上毛町新型コロナウイルス感染症拡大防止休業協力店舗支援金事業の関係費として1,000万円の予算を5月8日付で専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものであります。

議案第38号、工事請負契約の変更契約の締結について、大池公園開発事業西側園路・たまり場整備工事であります。最終的な出来高工事費が確定したことにより、報告第6号で報告いたします契約金額に変更が生じたので、上毛町議会の議決に付す

べき契約及び財産の取得又は処分等に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第39号、上毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。今回の改正は新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に対する財政支援についてが、厚生労働省、総務省、両省より本年4月8日付で通知されたことに伴い、これに準じて本条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第40号、上毛町農林水産事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてであります。原井地区の農村環境整備事業において、平成30年度整備を行ったため池から本年度整備を行うかんがい排水への農業施設の変更に伴い、本条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第41号、上毛町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。新型コロナウイルス感染症に感染もしくはその疑いのある被保険者等に係る傷病手当金を支給する基準の創設に伴い本条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第42号、上毛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第43号、上毛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第44号、上毛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第45号、令和2年度上毛町一般会計補正予算（第5号）であります。今回の補正額は1億6,948万円で、歳入歳出予算総額を66億422万7,000円とするものであります。

歳出全般では、職員の人事異動等に伴う人件費等の組替えを行っております。

その他、主なものとして、総務費では、企画費において、宝くじ助成の交付決定によるコミュニティ助成事業補助金を、電子計算費では、地方公共団体情報システム機構における次期システムへの移行に伴う機器設置委託料を、支所費では、ゆいきららにおける新型コロナウイルス感染症による休業に対する経常的な管理費について基本協定に基づく分担分を、戸籍住民基本台帳費では、戸籍法の一部を改正する法律に関わる戸籍附票システム改修委託料を計上しております。

民生費では、児童福祉総務費において、会計年度任用職員としてフルタイムで任用する保育士の人件費及び大平保育所でシロアリが発生したため、その駆除費を計上しております。

衛生費では、下水道整備費において農業集落排水事業特別会計の繰出金を計上しております。

農林水産業費では、農業振興費において、強い農業・担い手づくり総合支援事業を活用し乾燥調製施設の整備を行う法人に対する補助金及び活力ある高収益型園芸産地育成事業を活用しパイプハウスによるイチゴ高設栽培施設の整備を行う農業者に対する補助金を、農地費では、原井地区において福岡県農村環境整備事業により整備を行うかんがい排水路の工事費を、林業総務費では、森林環境譲与税の目的に即した町有林の除伐業務委託料を計上しております。

商工費では、福岡県の新型コロナウイルス感染症の影響により働く場を失った方々への支援事業である福岡県緊急短期雇用創出事業を活用し、町内飲食業関係者への支援を行うための経費、道の駅しんよしとみに創業当初から設置している冷蔵ショーケースが経年劣化により使用不可となったための購入費及び大平楽における新型コロナウイルス感染症による休業に対する経常的な管理費について基本協定に基づく分担分を計上しております。

土木費では、公園管理費において、牛頭天王公園屋外トイレ新設等関係経費を計上しております。

消防費では、非常備消防費において、消防団員退職報償金12名分を計上しており

ます。

教育費では、事務局費において、5月8日付で退職された国際交流員と9月に就任予定である国際交流員の人件費を含めた関係経費の組替えを行っております。中学校費では、上毛中学校生徒の英語力の向上を図るため、福岡県の英語教育強化推進事業を活用し、英語学習支援員を配置する人件費と学習ソフトの整備費用を計上しております。

今回の補正財源につきましては、特定財源としての国庫支出金では、社会保障・税番号システム整備費補助金と学校安全総合支援事業委託金等合わせて624万円、県支出金では、福岡県緊急短期雇用創出事業交付金、強い農業・担い手づくり総合支援事業補助金、活力ある高収益型園芸産地育成事業補助金及び農村環境整備事業費補助金等合わせて5,497万7,000円、基金繰入金では、ふるさと応援基金からの繰入金6,600万円、分担金及び負担金では、原井地区受益者からの土地改良事業分担金として250万円、諸収入では、消防団員退職報償金、自治総合センター助成金等合わせまして852万3,000円をそれぞれ充当いたしております。

一般財源につきましては、地方交付税3,124万円を計上しております。

議案第46号、令和2年度上毛町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）であります。今回の補正額は9万6,000円で、歳入歳出予算総額8億3,795万9,000円とするものであります。歳出につきましては、職員の人事異動に伴う人件費の組替えと、議案第41号で御説明いたしました新型コロナウイルス感染症に感染もしくはその疑いのある被保険者等に係る傷病手当金を支給するための経費を計上しております。

今回の補正財源につきましては、県支出金である特別調整交付金を充当しております。

議案第47号、令和2年度上毛町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）であります。今回の補正額は228万6,000円で、歳入歳出予算総額6,852万3,000円とするものであります。歳出につきましては、県道新吉富豊前線の拡幅工事に伴い農業集落排水污水管の仮設及び布設替えを行うための実施設計委託料を計上しております。

今回の補正財源につきましては、一般会計からの繰入金を計上しております。

以上、概略を御説明申し上げましたが、いずれも重要な案件でございますので、慎

重に御審議をいただき、御承認、御可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（宮崎昌宗君）提案理由の説明が終わりました。

これから提案理由に対する総括質疑を行います。

前にも述べましたが、本日、審議する案件に対する質疑は、後の議案内容の説明の際に行っていただくよう御協力をお願いします。

提案理由に対する総括質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）質疑なし。質疑なしと認め、町長の提案理由に対する質疑を終了します。

○議長（宮崎昌宗君）次に、議員から提出された議案を上程し、審議を行います。なお、議案の上程に際し、議案名の朗読は省略します。

日程第22、発議第1号、以上1件を上程します。

日程第22、発議第1号、建設従事者のアスベスト被害の早期救済・解決と被害者救済基金の設立を検討することを求める意見書（案）を議題とします。

提出者に趣旨説明を求めます。

廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）皆さん、おはようございます。

それでは、趣旨説明を行いたいと思います。

建設従事者のアスベスト被害の早期救済・解決と被害者救済基金の設立を検討することを求める意見書についてですが、これにつきましては、全国建設労働組合総連合、福岡県の建設労働組合京築支部の支部長より要請がございまして提出するものでございます。

現在、アスベストを大量に使用したことによるアスベストの被害は、多くの国民に広がっております。これについて現在、裁判等も行われておりますが、九州のアスベストの訴訟では、被告が約86人で、高裁ではもう勝利しております、全部最高裁に行っている状況でございます。

この被害の救済について、各福岡県の市町村にこういう意見書採択案が提出されておまして、福岡県内でこれに賛同していないのは5市町村です。築上郡、京築管内

では上毛町だけが採択しておりませんので、今回の提出になったわけでございます。

簡単ではございますが、趣旨説明を終わります。

○議長（宮崎昌宗君）提出者の趣旨説明が終わりました。

趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）質疑なしです。質疑なしと認め、提出者の趣旨説明に対する質疑を終了します。

○議長（宮崎昌宗君）これから、本日採決を行う議案の審議を行います。

日程第4、報告第2号、令和元年度上毛町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（永野英憲君）それでは、報告第2号につきまして、御報告をさせていただきます。

報告第2号、令和元年度上毛町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和元年度上毛町一般会計繰越明許費繰越計算書について、次のとおり報告をするものでございます。

繰越計算書に記載しております2款総務費の残土受入用地整備事業から、9款3項中学校費の校内通信ネットワーク整備事業までの6事業におきまして、令和元年度から令和2年度に繰越しを行いましたので、繰越計算書を調製をさせていただきます御報告をするものでございます。

令和2年6月2日提出。上毛町長、坪根秀介。

以上でございます。

○議長（宮崎昌宗君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）残土受入用地整備事業と大池公園開発事業の繰越明許を行った

その理由をお尋ねいたします。

残土受入れは伐採ができていのかどうか、その点も伺います。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（永野英憲君）それでは、私のほうから残土受入用地整備事業の繰越しにつきましてお答えさせていただきます。

理由につきましては、伐採を行った事業でございます。伐採については現在、処分を行いますので、その受入先が何年か前の集中豪雨等の影響がございまして一遍に受け入れられないというようなことがございまして、繰越しをさせていただいたということでございます。

○議長（宮崎昌宗君）開発交流推進課長。

○開発交流推進課長（熊谷豊司君）私のほうから大池公園開発事業の繰越し理由について御説明いたします。

この理由につきましては、昨年度のオリンピック等の関係で工事の部材が、調達が遅れたということで繰越しを行った次第でございます。

○議長（宮崎昌宗君）ほかに質疑はございますか。

安元議員。

○9番（安元慶彦君）商工関係の、このプレミアムの関係は、これはあまり人気がないんじゃないか、繰越しになるということは。そうじゃないか。

○議長（宮崎昌宗君）開発交流推進課長。

○開発交流推進課長（熊谷豊司君）プレミアム商品券の件につきまして御説明を申し上げます。

対象者は町内では1,666人おられました。実際に申請を受けて交付決定されたのが407名ということで、議員さんのおっしゃられるとおり、申請率から考えますと、あまり申請がなかったということも否めないかなというふうには考えておりますが、それぞれの事情があり、こういった数になったのではないかとということで承知しております。

○議長（宮崎昌宗君）ほかに質疑はございますか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）それでは、以上で質疑を終了します。

以上で、本件の報告を終わります。

○議長（宮崎昌宗君） 日程第5、報告第3号、令和元年度上毛町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題とします。

議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（永野英憲君） それでは、報告第3号につきまして御報告をいたします。

報告第3号、令和元年度上毛町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について。地方自治法施行令第150条第3項の規定により、令和元年度上毛町一般会計事故繰越し繰越計算書について次のとおり報告するものでございます。

事故繰越し繰越計算書に記載をしております3款民生費1項社会福祉費の上毛町介護予防体操普及啓発動画制作関係業務414万円、同じく3款2項児童福祉費の南吉富放課後児童クラブ館新築設計業務委託1,630万円の2事業におきまして、計算書の説明欄に記載をしております、避けがたい事故により年度内に支出が終わらなかったということで、地方自治法第220条第3項ただし書の規定によりまして、令和元年度から令和2年度に事故繰越しを行いました。繰越計算書を調製をさせていただき、今回御報告するものでございます。

令和2年6月2日提出。上毛町長、坪根秀介。

以上でございます。

○議長（宮崎昌宗君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君） 南吉富放課後児童クラブ館新築設計業務委託の建築確認申請を行う予定であった機関が行政処分を受けたというふうには書いてありますが、どういう行政処分を受けたのか、新たな機関とはどこになったのか御質問します。

○議長（宮崎昌宗君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（園田秀秋君） 業務停止となった理由につきまして御説明申し上げます。

建築物の検査の確認審査におきまして、検査員が過失により規定に適合しないことを見過ごし、指定検査機関として確認済証を交付したためと確認しております。

それから、新たな委託先でございますけども、現在委託している申請機関につきましては、元国交省の外郭団体でもあるため信頼性は高いというふうに認識しております。最初の申請機関とともに国土交通大臣指定の26社に入っている検査機関で、全国で営業することが可能であることから当該検査機関に委託しているものと確認しております。

○議長（宮崎昌宗君）廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）名前は公表できないんですか。

○議長（宮崎昌宗君）子ども未来課長。

○子ども未来課長（園田秀秋君）新たな委託先につきましては、ベターリビングという会社でございます。

○議長（宮崎昌宗君）ほかに質疑はございますか。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）この機関は、いつ頃かかるんですか。

○議長（宮崎昌宗君）子ども未来課長。

○子ども未来課長（園田秀秋君）確認申請につきましては、近日中に下りるというふうに確認しております。6月上旬ということで確認しております。

○議長（宮崎昌宗君）ほかにございせんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）それでは、質疑を終了します。

以上で、本件の報告を終わります。

○議長（宮崎昌宗君）日程第6、報告第4号、令和元事業年度上毛町土地開発公社の事業報告及び決算についてを議題とします。

議案内容の説明を求めます。

開発交流推進課長。

○開発交流推進課長（熊谷豊司君）それでは、報告第4号につきまして御説明申し上げます。

報告第4号、令和元事業年度上毛町土地開発公社の事業報告及び決算について。令和元事業年度上毛町土地開発公社の事業報告及び決算について、地方自治法第243条の3第2項の規定により別紙のとおり報告する。

令和2年6月2日提出。上毛町長、坪根秀介。

それでは公社議案書の1ページをお開きください。

まず、事業の概要でございます。朗読により説明とさせていただきます。

令和元年度の日本経済は、海外経済の減速等を背景に外需が弱いものの、雇用、所得環境の改善等により、内需を中心に緩やかに回復している。令和元年10月に実施した消費税の引上げに当たっては、経済の回復基調に影響を及ぼさないといった観点から、軽減税率制度や臨時特別の措置など各種の対応策が実施された。

福岡県内においては、企業立地件数が28件と減少しているものの、立地面積は56.3ヘクタールと増加し、食料品製造業や輸送用機械器具製造業等を中心に、立地面積については3年連続で50ヘクタールを超え、工業用地の高い需要を示した数値となっている。

本公社においては突発的な民間企業の案件に対応するため、工業等用地の先行取得、造成の必要性を認識し、町が事業主体となって実施することとなった成恒地区工業等用地造成事業を支援するとともに、今後も引き続き工業等用地の調査及び検討を行い、町と連携しながら企業誘致の実現に向け、引き続き対応を行っていくこととした。

以上が事業の概要でございます。

次に、理事会の議決事項等でございますが、お示ししております2回の理事会を開催していたしております。

次に、3ページをお願いいたします。

登記事項、役員の交代でございますが、登記事項の変更はございません。役員の交代についてですが、御覧のように監事が交代しております。

次に、4ページをお願いいたします。

収入、支出、決算でございます。

まず、収入でございますが、収入済額で御報告をいたします。

1款1項1目基本財産果実1,253円。2項1目預金利子0円。3項1目補助金13万4,720円。1款事業外収入合計が13万5,973円。2款1項1目繰越金1万3,998円で、収入合計14万9,971円となっております。

次に、5ページをお願いいたします。

支出でございます。これも同じく支出済額で御報告をいたします。

1款1項1目費用弁償7万6,000円、2目旅費8,720円、3目事業費、4目

役務費については支出はございません。5目公租公課費5万円で、1款管理費の合計は13万4,720円。2款事業支出、3款予備費については支出がございません。支出合計は13万4,720円となっております。

6ページをお願いいたします。

財務諸表、貸借対照表でございます。資産合計及び負債、資本合計、それぞれ501万5,251円となっております。

次に、7ページをお願いいたします。

損益計算書でございますが、当期純利益は1,253円となっております。

次に、8ページをお願いいたします。

キャッシュフロー計算書でございますが、現金及び現金同等物期末残高につきましては501万5,251円となっております。

9ページをお願いいたします。

令和元事業年度余剰金処分計算書でございます。当年度末利益余剰金1万5,251円につきましては、次期繰越準備金として処分させていただいております。

次に、10ページをお願いいたします。

財産目録でございます。令和2年3月31日現在の正味財産は501万5,251円となっております。

次のページ以降、11ページから15ページに附属明細表をつけさせていただいております。

資産、負債及び資本の区分、収益及び費用の区分、販売費及び一般管理費、最後の16ページに、監査員の意見書を添付させていただいております。御確認をお願いいたします。

以上で、報告第4号の御説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

○議長（宮崎昌宗君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

峯議員。

○7番（峯 新一君）土地開発公社、重要なものだと思うんですけど、毎年報告されるのは年2回の会議と幾ら関係者に払ったというその明細しかないんですよ。ただ、

年2回の会議を持つ中の、その内容というのを教えてください。

○議長（宮崎昌宗君） 開発交流推進課長。

○開発交流推進課長（熊谷豊司君） 基本的には事業計画、そして決算が主なものになりますが、成恒地区の、御承知のとおり、工業等団地につきましては御助言、御指導賜りながら、土地開発公社と行政が連携しながら事業を進めてまいったということでございます。

○議長（宮崎昌宗君） 峯議員。

○7番（峯 新一君） ある意味、もうこれ、企画なら企画に吸収して、大きな問題が起こったときに、載ってる皆さんに寄ってもらっての意見交換というのでいいんじゃないかなと思うんですけど。何かもったいないような気がする。どうでしょうか。

○議長（宮崎昌宗君） 開発交流推進課長。

○開発交流推進課長（熊谷豊司君） 議員さんがおっしゃられるとおり、前までは土地開発公社による用地の先行取得ということで事業を進めてきたという経過がございます。ただ、今般上げさせていただいてるとおり、成恒地区等造成工事につきましては上毛町が事業主体となっていくという方法もございます。公社内の中で去年もちょっと委員の方に投げかけましたが、存続についても、そろそろ考える時期であるかもしれないという認識は持っております。ただ、委員の皆様方には貴重な御意見、御助言を賜っておりますので、今後どうしていったらいいのかということは土地開発公社の中で考えていきたいということで考えております。

○議長（宮崎昌宗君） 峯議員。

○7番（峯 新一君） 何かあまりにも単純な作業の中での一環でしかないような気がして、会議があれば会議録あたりも提出してもらえば、その内容が分かりやすいんで、これからそういうのができないもんかどうか、お願いします。

○議長（宮崎昌宗君） 開発交流推進課長。

○開発交流推進課長（熊谷豊司君） 土地開発公社につきましては、町の諮問を受けて協議を行う機関であるということで承知しております。現段階におきましては、町のほうに報告ということで要請がございまして、町のほうから御説明ということになるんではなかろうかというふうに考えております。

○議長（宮崎昌宗君） ほかにございますか。

廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）今、峯議員もおっしゃられましたけど、土地開発公社の存在意義が、前、友岡議員がたしか質問したと思いますけど、なくなってるんじゃないかな。もう特別会計と一般会計で土地の取得等全部やっていますんで、解散するという方法はないのか。

それと、役員名簿についてですね。これ、多分、充て職になつとるんかなと思うんですけど、役員の変更等は考えてないのか。

○議長（宮崎昌宗君）開発交流推進課長。

○開発交流推進課長（熊谷豊司君）先ほども御答弁申し上げましたとおり、解散のことをこの場で私が答えることはできませんが、昨年も友岡議員のほうから御指摘があったということは承知しております。

今年度につきましては、委員の方々と御相談しながら方向性について考えていきたいと思っております。ただ、この数字だけしか上がってないことでちょっと誤解されがちなんですけど、土地開発公社の委員の方々には御助言、御指導を多分に承っておるということは言っておきます。

役員の変更については、今のところ考えておりません。

○議長（宮崎昌宗君）ほかにありますか。

宮本議員。

○6番（宮本理一郎君）ただいま2人の議員が、私から言わせれば非常に軽率な発言だと思います。町長が2040年1万人構想、町活性化構想を打ち立てて、現在進行形で進んでいる現状において、公社の存在というのはそのベースにあって、いろんな需要に対して積み重ねていってるわけでございます。形に、あるいは数字に現状出てないかもしれませんが、今後大きな立地の問題、工場誘致の問題、いろんな分譲の問題、体育館の問題等々あります。そういったことを考えた場合に、この町に公社が存在するか存在しないかというのは大きな問題だと、私はそう思うんです。

ですから、現状を維持し、基礎固めをして、いざというときに公社のその力を発揮すべく継続すべきだと私は存じます。

○議長（宮崎昌宗君）ほかに質疑はございますか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）これで質疑を終了します。

以上で、本件の報告を終わります。

○議長（宮崎昌宗君） 日程第7、報告第5号、しんよしとみ街づくり有限会社の令和元事業年度の決算及び令和2事業年度の事業計画についてを議題とします。

議案内容の説明を求めます。

企画情報課長。

○企画情報課長（堀 綾一君） それでは、報告第5号について報告をさせていただきます。

報告第5号、しんよしとみ街づくり有限会社の令和元事業年度の決算及び令和2事業年度の事業計画について。しんよしとみ街づくり有限会社の令和元事業年度の決算及び令和2事業年度の事業計画について、地方自治法第243条の3第2項の規定により別紙のとおり報告する。

令和2年6月2日提出。上毛町長、坪根秀介。

内容につきましては、5月28日に開催されました、しんよしとみ街づくり有限会社の総会において承認された資料に基づき報告をさせていただきます。

まず、令和元事業年度の道の駅しんよしとみの売上げ実績でございますが1億2,431万651円で、前事業年度より2億7,916万5,794円の減額となっております。これは後ほど部門別で報告させていただきますが、ふるさと納税事業の売上げが前事業年度より2億8,018万1,971円の減額となっており、ふるさと納税事業の売上げ減が要因となっております。

それでは、決算報告書の2ページをお開きください。

貸借対照表でございます。資産の部でございますが、現金や預貯金など流動資産の計が4,712万8,673円、建物附属施設など出資金を含めた固定資産が923万2,383円、繰延資産が96万4,546円で、資産合計が5,732万5,602円となっております。

続いて3ページをお開きください。

負債の部でございますが、買掛金、未払費用などの流動負債が1,475万3,176円、長期借入金の固定負債が1,056万円で、負債合計が2,531万3,176円となっております。

次に、純資産の部でございますが、資本金が2,050万円、繰越利益剰余金については1,151万2,426円となっており、純資産合計は3,201万2,426円と

なっております。8ページに添付しております株主資本等変動計算書の純資産合計額と同額でございます。また、3ページの負債、純資産合計額が、2ページの資産合計額と同額の5,732万5,602円となっております。

4ページをお開きください。

損益計算書でございます。この表の右枠の上段に記載しております1億2,431万651円が先ほど冒頭で説明させていただきました売上高の合計で、対前年度比で2億7,916万5,794円の減となっております。また、同じ枠内の下段に記載しております売上原価は7,029万3,060円となっており、対前年度比で2億4,502万2,882円の減となっております。中枠の売上総利益金額は5,401万7,591円で、対前年度比で3,414万2,912円の減となっております。

それから、販売費及び一般管理費につきましては6,296万3,814円となっており、前年度より337万6,199円の減となっております。

売上総利益金額との差マイナス894万6,223円が当期の営業損失金額となっており、前年度より3,076万6,713円の減額となっております。営業利益金額に営業外収益の62万4,380円を加え、営業外費用の13万2,338円と、訴訟関係費用の特別損失55万円と、法人税、住民税及び事業税19万23円を差し引いたマイナス919万4,276円が、当期の純損益金額となっております。前年度より3,311万2,281円の減額となっております。

5ページをお開きください。

部門別の損益計算書です。物産館につきましては、純売上高が9,313万5,334円、売上原価が5,629万5,215円となっており、売上総損益金額が3,684万129円となっております。売上総損益金額から販売費及び一般管理費の4,634万3,211円を差し引きますと、営業損益金額マイナス950万3,082円となり、営業損失金額に営業外収益を加え、6ページに記載しております訴訟関連費用である特別損失55万円と法人税を差し引いたマイナス963万3,147円が、当期の純損益金額となっております。前年度より164万4,025円赤字が増えております。

また、平成30年度にふるさと納税により大きな収益を上げることができ、均等割以外の法人税を納税しております。令和元事業年度が赤字であったため、今後172万9,250円が還付されることとなっております。

次に、フィエロにつきましては、純売上高が2,514万4,193円で、売上原価が828万2,045円となっており、売上総損益金額が1,686万2,148円となっております。売上総損益金額から販売費及び一般管理費を差し引きますと営業損益金額25万2,807円となります。営業損失金額に営業外収益を加え、営業外費用を差し引いた13万4,819円が、当期の純損益金額となっております。

次に、ふるさと納税につきましては、純売上が603万1,114円、売上原価が571万5,800円となっており、売上総損益金額が31万5,314円となっております。フィエロと同様の計算をいたしますと、当期の純損益金額については、法人税等については物産館で計上していますので、営業損益金額と同額の30万4,052円となっており、前期より2,995万7,624円の減額となっております。しんよしみ街づくり有限会社としての当期純損益金額はマイナス919万4,276円となっており、前年度より3,311万2,281円の減額となっております。

7ページをお開きください。

販売費及び一般管理費の科目別の明細となっております。先ほど説明させていただいたとおり、前年度より337万6,199円の減額となっております。御確認いただければと思います。

次に、8ページをお願いします。

株主資本等変動計算書でございます。当期純損失金額マイナス919万4,276円を計上し、当期末の純資産合計が3,201万2,426円となっております。この計算書の数値を、3ページの貸借対照表の純資産合計額に計上しております。

9ページに、お金の流れを明記したキャッシュフロー計算書を添付しております。

一番下に記載しております現金及び現金同等物、期末残高が4,149万9,668円となっておりますので確認していただきたいと思います。この金額が現金として使用できる金額となります。

10ページから12ページに、令和2年度の事業計画を添付させていただいております。

町の農業振興の基幹施設としての物産館の立ち位置を再認識し、農業者の所得、生産意欲の向上といった本来あるべき姿を求め、出荷品目の拡大に努め、ふだん使いの施設として利便性を強調し、集客の増と利益額を求めることを昨年と引き続き基本方針としております。

部門別では、物産館の物販事業としては、町内外を問わず良質の生鮮確保を図り、農産物直売所としての原点に戻り、お客様のふだん使いの頻度を高めていくこととしております。特産物の開発事業としては、一定の収穫が見込まれる町内産レモンの産地化を、行政、民間事業者と一体となって販売を促進し、イベント事業では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮し、状況により広場を使った高校生や大学生等若い世代をターゲットとしたイベントや、昨年非常に好評でございました大ノ瀬官衛遺跡の花公園整備によるPRを強化し、認知度を高め、顧客の拡大、獲得を図ります。その他の事業として、ホームページやSNSなどの情報メディアを活用し、発信力を強化することとしております。

次に、飲食事業、フィエロ関係でございます。季節ごとの様々なイベントを実施し、中津、豊前エリアでの認知度を図り、売上げ増につなげることとしております。町内産農産物を利用した新規メニューを開発し、上毛町らしさを全面的にアピールします。また、テークアウトによる売上げ向上のため、雨の日特典など気候に合わせたメニューイベントを展開します。

ふるさと納税につきましては、国の動向を注視しながら新たな返礼品を整え、ニーズに対応できる体制の整備を図ることとしております。

また、その他の事業としては、高齢者向け食品等宅配サービスモデル事業、大ノ瀬官衛遺跡を活用し、飲食施設等の利用率の向上を図り、前年以上の収益を上げ、会社の安定的な経営強化を目指すこととしております。

次に、13ページから14ページに、令和2事業年度収支予算でございます。

初めに、13ページの収入の部でございます。

基本的には前年度の決算額を基準に積算しております。売上等収入、飲食施設等収入については、昨年度の実績の10%から30%の増を見込んでおります。その他の収入については、指定管理料、委託管理料、これは宅配分になるんですが、賃借収入については、前年と同額の予算を計上しております。

また、委託管理料、緊急雇用分については福岡県緊急短期雇用創出事業を活用し、町内飲食業関係者への支援を行うための委託管理料として100万円、雑収入には法人税還付金の予定額を含む220万円を計上し、収入合計7,663万2,000円を計上しております。

次に、14ページをお開きください。

支出関係でございます。人件費、管理費につきましては、実績に基づきそれぞれ3,400万2,000円と3,000万7,000円を計上しております。

次に、商品仕入れでございます。これはフィエロの原材料費に当たるもので、2,730万円の売上げに対して原価率を34%として920万円を計上しております。この34%につきましては過去の実績によるものでございます。

次に、融資返済額については、フィエロ開店時に借入れをした返済金として186万円を計上しております。支出合計は7,506万9,000円となっており、収支の差引きによる利益見込額を156万3,000円と見込み、予算を編成いたしております。

15ページに、監査報告書を添付しております。

次に、別にお配りしております追加資料について説明をさせていただきます。

まず、1枚めくっていただきますと、この資料につきましては先ほど説明させていただいた内容を取りまとめた資料となりますが、まず、報告第5号に添付しております4ページの損益計算書の売上高関係についてでございます。

令和元事業年度の売上高は1億2,431万651円で、前年度売上は4億347万6,445円でしたので2億7,916万5,794円の減額となっております。この額は、損益計算書のふるさと納税売上高を御覧いただきたいと思いますが、令和元事業年度の売上高は603万1,114円、前年度の売上高は2億8,621万3,085円、2億8,018万1,971円の減額となっておりますので、売上高の減額はふるさと納税の売上高の減額によるものとなっております。

また、ふるさと納税関係については、支払手数料等の諸経費は必要となりますが、ふるさと納税売上高から、ふるさと納税仕入れを差し引いた金額が損益金額となります。前年度と比較しますと、約2,990万円の損失となっております。しんよしとみ街づくり有限会社の純損失金額が、前年度と比較し約3,310万円となっておりますので、この件についても9割以上がふるさと納税の売上減が影響しているということとなっております。

次に、生産者手数料関係ですが、前年度と比較して176万円の減額となっております。この件については町内商業部の減少分が184万円、ふるさと納税による減少分が48万円、合計しまして約232万円の減額となりますが、決算としては約176万円の減額となっております。差額の56万円については、町内生産者が貢献して

いただいた結果が売上げに結びついたものと考えております。

また、店内の商品の充実を図り、ふだん使いの施設としてのアピールを行うため、町内生産者が生産していない農産物や品薄となっている商品を仕入れすることを強化しております。その点については、委託売上高と委託仕入高の関係になります。売上高から仕入額を引いた金額が収益となりますので、前年度より約160万円の増収となっております。生産者手数料の増を目指し、委託売上げによる収益の増をさらに強化し、今後もふだん使いの施設として利用していただけるよう展開を行ってまいりたいと考えております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（宮崎昌宗君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

安元議員。

○9番（安元慶彦君）貸倒引当金、この中身はどういうことになってるのか。特に、監査員がこの点について指摘をしている内容はどのような内容になってるんですか。

○議長（宮崎昌宗君）企画情報課長。

○企画情報課長（堀 綾一君）貸倒引当金につきましては、貸倒損失によるリスクに備え、損失になるかもしれない金額を予想して、あらかじめ計上すると。そういったものを引当金という形で会計上はなっております。貸倒れとは、取引先の倒産などの理由で債権を回収できないなど、そういった損失を貸倒損失と呼ぶというふうになっております。今回上げておるものにつきましては、昨年、説明をさせていただきました元社員による不祥事による自動販売機の一時金の収入について、それと販売手数料について、貸倒引当金マイナスという形で計上させていただいております。

この点に監査員のほうからは、今後この金額は会計上どうするのかということとなっておりますが、現在この件につきましては係争中でございますので、当面の間こういった形で貸倒引当金としての計上となると。ただ、そういったところ、分からなくならないように明確にするよう監査員から指導はございました。

○議長（宮崎昌宗君）安元議員。

○9番（安元慶彦君）これは、そうしますと、商い上の、物を売った、その金がもらえないとかいう、本質的な違いがあるんじゃないかと思えますよね。そういうのもここ

に上げて処理せなならんという、そういうことになってるわけですか。

○議長（宮崎昌宗君）企画情報課長。

○企画情報課長（堀 綾一君）会計上、貸倒引当金につきましては、不正があった場合とか、そういった部分で将来的に欠損になる可能性の高いものとして、会計上はこういった名目で上げることとなっているというふうに、会計士のほうから指導をいただいております。

○議長（宮崎昌宗君）安元議員。3回目です。

○9番（安元慶彦君）この件については刑事上、それから民事のほうはどのような形で提訴をやってるんですか。

○議長（宮崎昌宗君）企画情報課長。

○企画情報課長（堀 綾一君）現在、自動販売機設置の一時金については刑事訴訟と、自動販売機設置の一時金の賠償補償請求ということで民事の訴訟を行っております。会社側から刑事告訴と民事訴訟を提訴しているということなのですが、今まで、民事訴訟については4回、双方の言い分のやり取りといたしますか意見を交わしている部分がありますが、5回目が5月22日に予定されておりましたが、コロナ感染症の関係により現在は止まっている状況でございます。

刑事訴訟につきましては、豊前署のほうに刑事告訴状を提出し受理されましたので、今、豊前警察署のほうで捜査を継続中という報告を受けております。

○議長（宮崎昌宗君）ほかに質疑ございますか。

三田議員。

○8番（三田敏和君）一つだけ確認させてください。ふるさと納税が減少の中で非常に苦しい運営になっておりますが、令和2年度の予算で、売上げ等の収入が300万ぐらいしか増えてない状況の中で人件費が約380万ほど増えてるというような形になっておりますが、このやりくりちゅうか、人間を増やすとか何かそういうことなのか、その内容を説明してください。

○議長（宮崎昌宗君）企画情報課長。

○企画情報課長（堀 綾一君）人件費につきましては、新たな採用ということではなくて、現在の方々の分ということとなっております。前年度の実績で、まず、フィエロの従業員につきまして、正社員にした関係で増えた部分というものもございまして、昨年度の実績に応じて予算計上しております。

また、訴訟関係で1点、しんよしとみ街づくり有限会社のほうが訴訟を起こされている件がございます。これは未払賃金ということで、残業手当等ということも含まれておりますので、社労士の先生方と相談した上で適切な賃金の支払いをするようにという指導もございましたので、その関係で人件費が上がっているということでございます。

○議長（宮崎昌宗君）三田議員。

○8番（三田敏和君）その未払金というのはどのくらい含んでるんですか。

○議長（宮崎昌宗君）企画情報課長。

○企画情報課長（堀 綾一君）その分は、訴訟を今、係争中でございますので詳しい回答は控えさせていただきたいんですが、予算の中にはまだ、会社としてはその分を払うという決定を受けておりませんので、予算には計上いたしておりません。

○議長（宮崎昌宗君）廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）フィエロのシェフは、吉武シェフが退職されて新しくシェフが採用されたと思うんですけど、吉武シェフに払いよった委託料というか、アドバイザー料、月33万払った分はどこに消えたんですかね。

○議長（宮崎昌宗君）企画情報課長。

○企画情報課長（堀 綾一君）その分につきましては、外注委託料というものが計上していると思いますが、前のシェフにつきましては、昨年度予算との対比ですので昨年9月までの分の予算を計上いたしており、1年分の予算計上との比較になっておりません。その点で減額が大きく見えないというふうになっております。

○議長（宮崎昌宗君）廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）外注委託費165万がマイナスになって、今度給与手当が165万増えたという形になってますが、その金額をそのまま上げたということですか。

○議長（宮崎昌宗君）企画情報課長。

○企画情報課長（堀 綾一君）もちろん、1人シェフが減ったわけですから補充しなければならない状態ではございます。ただ、この件についてはたまたま金額が一緒になったというだけでありまして、給料については前年度の実績に応じて組んでいるものと、新たに1人採用した場合の予算ということで組んでいます。たまたま165万というふうになったというものでございます。

○議長（宮崎昌宗君）廣崎議員。3回目です。

○5番（廣崎誠治君）ということは、吉武シェフと同じ給料を支払ってということなのかなと思いますが、それともう一つ、今日頂いた資料の中で商品確保対策で、商品がない分をほかより仕入れるという形で説明がございましたが、この分というのはどういうところから仕入れるんですかね。

○議長（宮崎昌宗君）企画情報課長。

○企画情報課長（堀 綾一君）この商品仕入れにつきましては、現在町内の商業部の方も協力していただいている部分もございますし、商品仕入れにつきましては町外という取扱いになりますので町外の卸業者あたりに協力をお願いするというところでございます。

○議長（宮崎昌宗君）ほかに質疑はございますか。

高西議員。

○1番（高西正人君）フィエロのところで聞きたいことがあるんですけども、売上原価のところは32.9%となっています。今後の事業展開のところで原価率の改善等を図るというふうになっておりますが、現状でも32.9%でおいしさを維持するというのはなかなか頑張ってる所なんじゃないかと思えますし、かなり厳しいハードルと思いますが、この辺りは具体的に何か既にお考えのところはあるのでしょうか。

○議長（宮崎昌宗君）企画情報課長。

○企画情報課長（堀 綾一君）フィエロの原価につきましては、売上げの34%で予算を計上させていただいております。その点については、いろいろな商品ロス等の関係もございましたので、そういった点も十分見直していただくということでやっておりますし、ただ、原材料の見直しによって、ピッツェリアの味が落ちてはならない、品質が落ちてはならないということは思っておりますので、そういったところを踏まえた上で節約できるものは節約してもらいたいと考えているところでございます。

○議長（宮崎昌宗君）高西議員。

○1番（高西正人君）ありがとうございます。もう1点フィエロですけども、そちらにも若干関連してくるところなんですけども、棚卸の金額が、金額的に結構大きな金額になっているように思われます。具体的にどういったふうな商品が。期首と期末とそう大きな変動はないと思うんですけども、期末に残ってる中で金額の大きなものとはどういったものがあるのでしょうか。

○議長（宮崎昌宗君）企画情報課長。

○企画情報課長（堀 綾一君）期末の棚卸額に大きく影響しているものは、チーズがかなり高価なものとなっておりますので、大半がチーズということになっております。

○議長（宮崎昌宗君）高西議員。3回目です。

○1番（高西正人君）では、そのチーズをより安く、同品質の物を買求めることができるようであれば、原価率にも影響がかなり大きく出てくるというふうに考えられますね。

○議長（宮崎昌宗君）企画情報課長。

○企画情報課長（堀 綾一君）その点につきましては、先ほども答弁させていただきましたように、味が落ちてはならない、品質が落ちてはならないというふうに考えております。ただ、前のシェフからもそういった助言は今後も頂けるというお約束をいただいております。今も、今のシェフと前のシェフが連絡を取り合いながらいろんな指導を受けているということもございます。

そういったところで、議員の言われるようなことが可能であれば、原価率を下げていくという手法を取って考えていきたいというふうに考えております。

○議長（宮崎昌宗君）ほかに質疑ございますか。

田中議員。

○4番（田中唯登志君）販管費を見ると約6,300万円ぐらいあります。これを考えて、損益分岐の売上高はどれぐらい見ておりますか。

○議長（宮崎昌宗君）企画情報課長。

○企画情報課長（堀 綾一君）今、議員が言われましたのが、販売費及び一般管理費分で6,300万のところだと思いますが、それによる利益としましては、先ほど予算のところの説明させていただいたとおり160万円の収益の見込みを立てているということでございます。

○議長（宮崎昌宗君）田中議員。

○4番（田中唯登志君）いや、そういうわけではなくて、利益ではなくて、要はどれぐらいの売上げがあれば、販管費を含めて、要はプラマイのところで行くかっていうことです。例えば、1億5,000万ぐらいあれば何とかいきますとか、そういう数字ですよ。

○議長（宮崎昌宗君）企画情報課長。

○企画情報課長（堀 綾一君）その点につきましては、利益率が個々によって違います

ので、なかなかこれ幾らがあればということは言いづらい点があると。物産館で売上げる利益率もあれば、フィエロで売上げる利益率、そういったところで違いますので、全体で幾らの売上げがあればという話にはなかなか数字的には出てこないということになります。

○議長（宮崎昌宗君） 田中議員。3回目です。

○4番（田中唯登志君） いや、それをある程度含んで計算をしないと、やっぱり商売にはならないということよね。だから、令和2年度の計画も、かなり厳しい計画と思いますよ。だから、絵に描いた餅にならないようにお願いします。

以上です。

○議長（宮崎昌宗君） 答弁はいいですか。（「よございます」と呼ぶ声あり）

もう3回終わってます。（「さっき答弁漏れがある」と呼ぶ声あり） 答弁漏れ、どこですか。（「給料が一緒かどうか」と呼ぶ声あり）

企画情報課長。

○企画情報課長（堀 綾一君） 前のシェフと同額には予算計上はいたしておりません。

○議長（宮崎昌宗君） それでは、以上で本件の報告を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時40分からです。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時38分

○議長（宮崎昌宗君） それでは、皆さんおそろいですので、休憩を解き、会議を再開いたします。

○議長（宮崎昌宗君） 日程第8、報告第6号、専決処分の報告について（大池公園開発事業西側園路・たまり場整備工事変更契約）を議題とします。

議案内容の説明を求めます。

開発交流推進課長。

○開発交流推進課長（熊谷豊司君） 報告第6号につきまして御説明申し上げます。

報告第6号、専決処分の報告について。令和元年9月3日付議案第49号及び令和2年3月3日付議案第1号をもって議決された工事請負契約の締結に係る議決内容の一部変更について、地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和2年6月2日提出。上毛町長、坪根秀介。

次のページをお開きください。

専決処分書でございますが、大池公園開発事業西側園路・たまり場整備工事の当初契約金額2億1,340万円を、481万9,100円増額して2億1,821万9,100円の変更契約をするため、上毛町議会の委任による長の専決処分事項の指定に基づき4月28日付で専決処分を行ったものでございます。

変更の工事概要につきましては、お配りしております6月議会説明資料の2ページをお開きください。

資料左側に概要を図示しております。主な変更工事内容につきまして、黄色で図示しております敷鉄板、進入路拡幅工事として28万6,200円、薄い黄色で図示しております改良材散布、混合工事費として287万6,500円、緑で図示しております支障木伐採処分工事として187万円等となっております。合わせて481万9,100円の増額をお願いしております。

説明は以上です。よろしくお願いいいたします。

○議長（宮崎昌宗君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）この支障木とかいうのは最初に計画した段階で分かってたんやないんですか。

○議長（宮崎昌宗君）開発交流推進課長。

○開発交流推進課長（熊谷豊司君）議員御質問の支障木についてですが、そこに図示しておりますとおり、木の根元のところにつきましては工事に関わらないということで、想定では支障がないのではなかろうかといった感じで考えておりましたが、根の張り具合等、やはり切らなければいけないということになりまして、今回変更ということでございます。

○議長（宮崎昌宗君）ほかに。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）たまり場部分が軟弱地盤だということで土を固めてるようですが、ここは当初から軟弱地盤であったことが問題になってなかったのか。それから、

そのために現場でどのようなことが起きて追加工事が必要だというふうに判断したのかお尋ねいたします。

それから、入札結果について残り残高は幾らあったのかお尋ねいたします。

○議長（宮崎昌宗君）開発交流推進課長。

○開発交流推進課長（熊谷豊司君）議員御質問の軟弱地盤ということでございますが、軟弱地盤につきましては調査をしております。そして、支柱くいを打つために、このくらいのくいの深さということを工事しております。今回上げております改良材につきましては、大型重機、L型擁壁、そして支柱杭等を設置するときに、その地盤、東側の土を持ってきて埋めてるんですが、水分量が多く、重機設置に耐えられないということでございましたので、今回、専決処分をして変更しているものでございます。

入札の結果ということでございますが、それは徳倉建設のほうに……。〔残り残高と呼ぶ声あり〕残額ですが、今御説明しております、そして、次に議案で御説明を申し上げる予定でございます変更契約等を差し引きますと600万ほどの残がございます。

○議長（宮崎昌宗君）ほかに質疑ございますか。

〔質疑なし〕という声あり

○議長（宮崎昌宗君）これで質疑を終了します。

以上で、本件の報告を終わります。

○議長（宮崎昌宗君）日程第9、議案第35号、専決処分の承認を求めることについて（上毛町税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

議案内容の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（堀田京介君）それでは、議案第35号について御説明いたします。

専決処分の承認を求めることについて、上毛町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和2年6月2日提出。上毛町長、坪根秀介。

理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月30日に公布されたことに伴い、これに準じて本町税条例の一部を改正する必要性が生じたため専

決処分したものでございます。

次のページをお願いします。

専決第6号、専決処分書をつけています。令和2年4月30日に専決処分したものでございます。

次のページをお願いいたします。

このページから、上毛町条例第15号、上毛町税条例の一部を改正する条例を記載しておりますが、改正内容についてはお手元のほうにお配りしています6月議会説明資料のほうで説明させていただきます。6月議会説明資料1ページ上段に税条例の一部改正の内容の説明がございますので、これに沿って説明させていただきます。

なお、この改正条例ですが、地方税法の改正のうち令和2年4月30日施行分について専決処分とさせていただきます。

それでは、今回の改正内容ですが、まず、新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する資産の固定資産税の特例ですが、税条例では附則第10条の2第27項が該当条文となります。これについては、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小企業者等を支援する観点から、適用対象に一定の事業用家屋及び構造物を加えたもので、適用期限を2年間延長されたものでございます。

続いて、軽自動車税の環境性能割の非課税の期間の延長ですが、税条例では附則第15条の2が該当条文となります。これについては、軽自動車税環境性能割の税率を1%分減額する特例措置の適用期限を6か月延長し、令和3年3月31日とするものです。なお、この措置に伴う減収については軽自動車税減収補填特例交付金により全額補填されます。

続いて、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続ですが、附則第23条が該当条文となります。これについては、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月以降の収入に相当の減少があり、納税することが困難である事業者に対し、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収を猶予できる特例が創設されたものでございます。

また、前回臨時議会の説明で、専決処分以外の規定については6月議会に提出する旨説明しておりましたが、前回3月31日、今回4月30日の専決処分をさせていただいているもの以外の地方税法の改正規定については、その施行日が10月1日以降

となるため、残りの改正規定については次回9月議会に改正条例を提出させていただきたいと考えております。

以上、概略ではございますが、税条例の一部改正について説明を終わらせていただきます。

○議長（宮崎昌宗君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）質疑なし。質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから、討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（宮崎昌宗君）全会一致。したがって、議案第35号、専決処分の承認を求めることについて（上毛町税条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第10、議案第36号、専決処分の承認を求めることについて（令和2年度上毛町一般会計補正予算（第3号））を議題とします。

議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（永野英憲君）それでは、議案第36号につきまして御説明いたします。

議案第36号、専決処分の承認を求めることについて、令和2年度上毛町一般会計補正予算（第3号）について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年6月2日提出。上毛町長、坪根秀介。

理由でございますが、4月24日の議会全員協議会におきまして御報告をいたしました。新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に向けた取組を早急に行う必要が生じたため、特別定額給付金事業の経費等について4月30日付で専決処分により予算措置を行ったものでございます。

次のページに、専決第5号といたしまして専決処分書を添付しております。

次のページに、令和2年度上毛町一般会計補正予算(第3号)を添付しております。

今回専決による補正額につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億9,905万円を追加し、歳入歳出予算の総額を64億2,474万7,000円としたものでございます。

補正予算の内容でございますが、予算書の8ページをお願いいたします。

2款1項13目の特別定額給付金事業費に、国民1人当たり10万円を給付いたします。特別定額給付金事業関係経費といたしまして7億9,300万円を予算措置しております。

次に、4款1項5目の新型コロナウイルス感染症対策費に、感染拡大防止のため住民1人当たり10枚のマスクを配布いたします。マスクの購入費といたしまして605万円を予算措置をしております。

今回の補正予算の財源でございますが、特別定額給付金につきましては全額国庫補助金であります。特別定額給付金事業補助金を充当しており、マスク購入費につきましては財政調整基金からの繰入金を充当しております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長(宮崎昌宗君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君) 質疑なし。質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから、討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君) 賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(宮崎昌宗君) 全会一致。したがって、議案第36号、専決処分の承認を求めることについて(令和2年度上毛町一般会計補正予算(第3号))は、原案のとおり承認することに決しました。

○議長(宮崎昌宗君) 日程第11、議案第37号、専決処分の承認を求めることについて(令和2年度上毛町一般会計補正予算(第4号))を議題とします。

議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(永野英憲君) それでは、議案第37号につきまして御説明をいたします。

議案第37号、専決処分の承認を求めることについて、令和2年度上毛町一般会計補正予算(第4号)について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和2年6月2日提出。上毛町長、坪根秀介。

理由でございますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための取組を早急に行う必要が生じたため、新型コロナウイルス感染拡大防止休業協力店舗支援金について5月8日付で専決処分により予算措置を行ったものでございます。

次のページに、専決第7号といたしまして専決処分書を添付いたしております。

次のページに、令和2年度上毛町一般会計補正予算(第4号)を添付しております。

今回、専決による補正額につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を64億3,474万7,000円としたものでございます。

補正予算の内容でございますが、予算書の7ページをお願いいたします。

6款1項1目の商工振興費に、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、店舗の休業に御協力いただける事業者に対しまして支援金を給付するための関係経費といたしまして1,000万円を予算措置させていただいております。この補正予算の財

源につきましては、財政調整基金からの繰入金ということで充当しております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（宮崎昌宗君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

安元議員。

○9番（安元慶彦君）特定財源として地方創生の関係がありますよね。こういうやつはこれに該当しませんか。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（永野英憲君）今の段階では多分該当すると思いますので、最終的には財源の変更というようなことにはなろうかと思いますが、今うちのほうについては、一次で7,400万でしたか、それぐらいしかちょっと交付が来ておりません。該当するのがうちの単独の2万円給付した、そういう事業もろもろも該当しますので、その中の財源の振替というようなことで考えさせていただいております。

○議長（宮崎昌宗君）ほかに質疑ございますか。

廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）全員協議会で説明がございましたが、その後、申請が出て最終的には幾らの店舗の方が対象になったか、教えてください。

○議長（宮崎昌宗君）開発交流推進課長。

○開発交流推進課長（熊谷豊司君）全員協議会で御説明申し上げました23店舗、これは変わりございません。金額にいたしまして470万円の交付金を出しております。

○議長（宮崎昌宗君）ほかに質疑ございますか。

三田議員。

○8番（三田敏和君）協力した店舗に支援金をということで当時説明があって専決処分されたというのは理解するんですが、40店舗ぐらいというようなお話でしたが、全ての企業そのものが今回のコロナウイルスで収入の減少があつてるといふふうに思うわけですが、これにかからない業種は上毛町としてどのくらいあるのか、それを今後どのように考えているか、ちょっとお聞かせいただいたらありがたいです。

○議長（宮崎昌宗君）開発交流推進課長。

○開発交流推進課長（熊谷豊司君）まず、この交付金に関しましては拡大防止という観

点から、休業をしていただいた店舗に支援金ということで交付したものでございます。そしてまた、町内企業さんの中では、この休業に該当しない企業さんは多々あります。国のほうでは持続化給付金ということで50%以上の減額が見込まれる場合には、法人であれば200万、個人であれば100万、そしてまた、県の緊急交付金といたしまして50%未満30%以上の減額があれば、法人であれば50万、個人であれば25万という措置がございます。

企業全体ということで町内の企業を全てきっちりな数を把握するという事はなかなか難しいことではございますが、直近の28年の経済センサスでいくと230店舗ほどあるということで承知しております。だから40店舗引きますと190店舗ぐらいにつきましては、そういった国、県の損失補填の申請があつてるということで承知しておりますが、国、県へ直接交付申請ということになっており、まだそのデータが公表されていないということで、その数については承知しておりません。

以上でございます。

○議長（宮崎昌宗君）三田議員、よろしいですか。

三田議員。

○8番（三田敏和君）この際、漏れないように。漏れないように行政が言うのはおかしいのかもしれませんが、非常に苦しい状況がある中で、何とかそういうチーム上毛でやるためにも、そういう意味合いのことは把握していただきたいというふうに思います。もういいです。

○議長（宮崎昌宗君）いいですね。ほかに。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）町の都合で、小中学校の休校で影響を受けた業者が町内に幾つかあると思いますが、この業者への財政支援等、特養がコロナの感染予防で行った処置、例えば、デイサービスを自粛するとか、こういうことでかなり減少になってると思うんですが、こういうところを調査して財政支援を行う考えがないのかどうかお尋ねします。

○議長（宮崎昌宗君）茂呂議員、この企業協力とちょっとずれてきておりますけど、質疑が。それ、質問ですよ。それは質問ですよ。

○10番（茂呂孝志君）はい。

○議長（宮崎昌宗君）一般質問でされないですかね。

- 10番(茂呂孝志君)その影響があるからね。そこら辺りの考えはどうかという。
- 議長(宮崎昌宗君) 開発交流推進課長。
- 開発交流推進課長(熊谷豊司君) 茂呂議員がおっしゃるとおり、多々苦しい経営を強いられてる事業者がおるといことは承知しております。町として把握できる商工会と連携して、どういった要望があるのかといことは情報交換として承っております。
- ただ、町の財政規模等、また、コロナが幸いにも発生してないということに鑑みまして、今の現状、これ以上の措置は考えておりません。
- 以上でございます。
- 議長(宮崎昌宗君) ほかに質疑はございますか。
- (「質疑なし」という声あり)
- 議長(宮崎昌宗君) これで質疑を終わります。
- これから、討論を行います。
- 反対討論はありませんか。
- (「討論なし」という声あり)
- 議長(宮崎昌宗君) 賛成討論はありませんか。
- (「討論なし」という声あり)
- 議長(宮崎昌宗君) 討論なしと認め、討論を終わります。
- これから本案を採決します。
- 本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。
- (全会一致)
- 議長(宮崎昌宗君) 全会一致。したがって、議案第37号、専決処分の承認を求めることについて(令和2年度上毛町一般会計補正予算(第4号))は、原案のとおり承認することに決しました。

-
- 議長(宮崎昌宗君) 日程第12、議案第38号工事請負契約の変更契約の締結について(大池公園開発事業西側園路・たまり場整備工事)を議題とします。

議案内容の説明を求めます。

開発交流推進課長。

- 開発交流推進課長(熊谷豊司君) 議案第38号につきまして御説明申し上げます。

議案第38号、工事請負契約の変更契約の締結について、大池公園開発事業西側園

路・たまり場整備工事請負契約を下記のとおり変更するため、上毛町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分等に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和2年6月2日提出。上毛町長、坪根秀介。

工事名、大池公園開発事業西側園路・たまり場整備工事。

工事場所、大池、上毛町大字下唐原地内。

契約方法、指名競争入札。

契約金額、変更前2億1,821万9,100円。変更後2億2,322万5,200円。

契約の相手方、福岡県福岡市博多区博多駅南一丁目8番31号、徳倉建設株式会社九州支店、支店長、松熊茂。

工期、令和元年9月3日から令和2年6月30日。

理由でございます。大池公園開発事業西側園路・たまり場整備工事に係る建設工事請負契約について、工事を実施した結果、設計の一部を変更して実施する必要が生じたため契約金額の変更について議会の議決を求めるものでございます。

変更する工事概要につきましては、お配りしております6月議会説明資料2ページをお開きください。

資料右側に概要を図示しております。主な変更工事内容につきましては、濃い青色、両端ですが、図示しております転落防止柵、門扉設置工事費として316万8,000円、薄い黄色で図示しておりますコンセント増設工事費として、4か所のコンセント及び20アンペアから50アンペアに変更を含め134万9,700円、緑で図示しております張芝工事として42万2,400円等となっております。合わせて500万6,100円の増額となっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（宮崎昌宗君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）転落防止柵の設置というのは、もともと見込まれていた工事だと思いますが、それに何で門扉が必要になったのか。

それと、張芝も追加になってますが、4月28日の時点でこの契約、変更契約を一緒にできなかったのかどうか。

○議長（宮崎昌宗君）開発交流推進課長。

○開発交流推進課長（熊谷豊司君）転落防止柵につきまして、最初にできなかったのかという御質問でございますが、スロープ、そして階段部、橋の寄りつき設置をする工事を実際に行うところにおきまして、安全面を確保してやはりつけたほうがいいだろうという判断に至りまして変更したものでございます。

門扉につきましては、設置したというのはその先のほうに広場がございます。水面ぎりぎりのところでございますが、ここも将来的には有効活用できるのではないかとという判断で門扉を設置させていただきました。

議員御質問の張芝につきましては、その重機等の搬入路を作る段階におきまして、ある程度改良を行いまして土のところを埋立ててここも活用できるのではないのかと、利便性、また、活用方針を考えれば、ここも張芝にしとったほうが管理上、赤土が出るよりはいいのではなかろうかという活用方針等を考えまして、張芝を行うということで変更させていただきました。

4月28日時点におきましては、まだ現場のほうができておりませんでしたので、そのとき以降そういう結論に達し、判断し、今回変更契約をお願いしているものでございます。

○議長（宮崎昌宗君）廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）転落防止柵なんかは前でもできたんじゃないですかね、これ。門扉をつけるとかいう工事は。

○議長（宮崎昌宗君）開発交流推進課長。

○開発交流推進課長（熊谷豊司君）その部分の工事につきましては、最終的な出来上がりが一番遅い工期のところになりましたので、傾斜、土羽のところの寄りつき等を現場で見させていただきまして、その時点で判断させていただいたということでございます。

○議長（宮崎昌宗君）いいですかね。

三田議員。

○8番（三田敏和君）コンセンタの増設というふうにありますますが、新たに造成したんですかね。

それと、20から50アンペアに電流を増やしたと。どういう目的でこのコンセントを利用するのか内容をお聞かせください。

○議長（宮崎昌宗君）開発交流推進課長。

○開発交流推進課長（熊谷豊司君）コンセントにつきましては、当初1か所で、4か所増えて合計5か所ということで変えさせていただいております。そして、20アンペアから50アンペアということですが、実際に出来上がってきた段階において、活用方針等前から検討しておりますが、やはり利活用を幅広く、交流人口を増やすためのイベント等を開催するにつきまして、コンセントがあつて照明等、夜の催し等もできるのではないかとということで、この点につきましては、利便性、そして利活用を考えさせていただくときに、やはりあつたほうがいいなという判断に至りましたので変更した次第でございます。

○議長（宮崎昌宗君）三田議員。

○8番（三田敏和君）今、照明というふうに言われましたが、それ以外に利活用があるのですか。

○議長（宮崎昌宗君）開発交流推進課長。

○開発交流推進課長（熊谷豊司君）例えば音響等、そういった部分で催物をするときの音響の取付け等々を想定してございます。

○議長（宮崎昌宗君）いいですかね。

ほかによろしいですか。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）転落防止柵についてお伺いいたします。これは特注品なのか規格品なのか。

それから、転落防止柵のメートル当たりの工事費は幾らなのかお尋ねいたします。

○議長（宮崎昌宗君）開発交流推進課長。

○開発交流推進課長（熊谷豊司君）転落防止柵につきましては特注品でございます。

メートル当たりの単価につきましては4万7,000円程度でございます。

○議長（宮崎昌宗君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）転落防止柵は特注ですということですが、規格品でできなかったのか。

それから、メートル当たり4万円ということですが、これまで西側園路で転落防止

柵があり、これがたしかメートル当たり8万円だったと思いますが、今回は4万ということで、どこがどう違うんですか。

○議長（宮崎昌宗君）開発交流推進課長。

○開発交流推進課長（熊谷豊司君）転落防止柵につきましては、すみません、私が先ほど答えたのは直接工事の経費でございます。材質については転落防止柵以前つけてる部分と同じでございますが、今回つけてる分は上のほうにライン照明がついてるものでございます。

○議長（宮崎昌宗君）茂呂議員、いいですか。

○10番（茂呂孝志君）ちょっとよく聞き取れなかったんですよ。

○議長（宮崎昌宗君）聞き取れなかったみたいです。

○開発交流推進課長（熊谷豊司君）すみません。先ほど御説明した4万7,000円というのは直接工事費の金額でございます。そして、防護柵については同じものですが、ワイヤーを3段から4段にしている部分と、上のほうにライン照明をつけた転落防止柵ということになっております。

○議長（宮崎昌宗君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）何で特注じゃないとできなかったのかというお尋ねです。

○議長（宮崎昌宗君）開発交流推進課長。

○開発交流推進課長（熊谷豊司君）ラインのほうは水面に近いということで3本から4本に変えているという部分の変更と、対岸から目立つように、そしてまた、安全性も考慮いたしまして上のほうにライン照明ということでつけさせてもらっている関係上、特注品になったということでございます。

○議長（宮崎昌宗君）ほかによろしいですかね。

岩花議員。

○3番（岩花寛之君）これが、このたまり場の工事に関しては、まず、最後の契約という追加になるのかどうかというのの一つですね。

それで大分、全体の状況が分かってきました。私も何回か行ったんですけども、ちょっと最終的には分からないのが、車の乗り入れがどこまでできるのかどうか。駐車場のほうからというか、ログハウスのほうからですね。

それと、各種イベントを行うときにやっぱり駐車場っていうところが、前から言ってますけれども、少ないんじゃないかなというところで、その辺りの方針が分かれば

教えてください。

○議長（宮崎昌宗君）開発交流推進課長。

○開発交流推進課長（熊谷豊司君）車の乗り入れに関しましては、園路がございますので原則乗り入れはできないということですが、イベント等をする臨時的なことであれば、4メートル幅の土で盛った進入路を残すような形にしていますので、イベント等に関しましてはそれを臨時的に使うということは可能かと思えます。

駐車場に関しましては、議員御指摘のように足りないということがございますので、検討していかなければいけないということではございますが、その先にまず園路の整備、そしてトイレ等の整備をまずさせてもらって、並行的に、同時に考えていきたいというふうに思っています。

○議長（宮崎昌宗君）ほかよろしいですか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）これで質疑を終了します。

これから、討論を行います。

反対討論はありませんか。

廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）私は、議案第38号、工事請負契約の変更について、反対の立場から討論いたします。

大池公園開発事業西側園路・たまり場整備工事費2億1,340万円については、私は2019年3月当初予算でも反対しています。この予算は2020年に繰り越して、今回は一月の間に変更工事契約を2回。そもそも入札においては参加一者のみで落札、競争の原理が働いていない契約なのに、その上、第1回変更2020年4月28日、今議案2020年5月19日増工と、一月もたたないうちに変更契約を繰り返す、これはおかしいんじゃないかと思えます。思いつき工事で何回も変更契約をするのか。事業計画はないのか、業務怠慢ではないか。

そもそも私は、この工事は第2段階の野外ステージの前倒しであると思っているゆえに、このような行き当たりばつりの工事手法は到底納得できませんので、このような理由から、議案第38号、工事請負契約の変更については反対いたします。

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

宮本議員。

○6番（宮本理一郎君）私は本議案に賛成の立場から討論いたします。

本町の将来の命運のかかった本町活性化、2040年人口1万人構想を実現するためには、大池公園整備事業がより充実しますことは、本町が広島・長崎被爆都市中間点として平和に寄与する事業等、今後様々な展開を開催するにふさわしいメイン会場を持つことになることと思います。町の発展と住民の集い、住民の憩い、交流人口の増加、そういった場所の提供は大変価値高く、町の活性化に非常に効果的と考えます。

よって私は、本議案に賛成するものでございます。

○議長（宮崎昌宗君）ほかにありませんか。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）私は、議案第38号は反対の立場から討論いたします。

このたまり場工事自体全く必要がない工事だということを申し上げて、この議案に反対いたします。

○議長（宮崎昌宗君）ほかにありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（宮崎昌宗君）起立多数。したがって、議案第38号、工事請負契約の変更契約の締結について（大池公園開発事業西側園路・たまり場整備工事）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）これから議案の委員会付託を行います。

5月29日、議会運営委員会の協議結果を運営資料として配付しております。運営資料の3ページ、委員会付託表を御覧ください。

付託案の朗読に際しても議案名の朗読は省略します。

議案第41号、議案第42号、議案第43号、議案第44号、議案第46号の5件は文教厚生常任委員会へ、議案第39号、議案第40号、議案第47号、発議第1号の4件は総務産業建設常任委員会へ、議案第45号の1件は予算決算常任委員会へ、それぞれ付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（宮崎昌宗君）異議なしと認めます。したがって、お手元に配付の委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（宮崎昌宗君）続いて、各常任委員会の開催日についてお諮りします。

運営資料5ページ、委員会日程表を御覧ください。

各常任委員会の開催日は、議会運営委員会で決定いただいた日程のとおり決定したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（宮崎昌宗君）異議なしと認めます。

したがって、常任委員会の開催日は、運営資料、委員会日程表のとおり開催することに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

散会 午後 0時14分

令和2年6月2日